

広島市告示（安佐南区）第54号  
令和8年5月14日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和8年5月14日から同月28日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南3区 124号線	安佐南区長束一丁目 679番地1地先から 安佐南区長束一丁目 681番地1地先まで	令和8年5月14日